

令和2年度7月以降 ふれあいいきいきサロン活動

【助成金の対応について】

1. 助成要綱では、月に1回以上、年間10回以上となっておりますが、今回の措置に限り、この条件を不要とします。したがって、10回を下回った場合でも1回の開催があれば助成対象とします。※1か月あたり4,000円を上限として交付致します。

(例) 7月から3月の毎月開催：36,000円（9か月分）

9月から3月の開催：28,000円（7か月分）

2. 今回の措置による休止期間中の分は、助成の対象にはなりません。
3. 本年度分の交付申請書等を提出いただいておりますが、休止期間がございましたので、大変お手数をおかけしますが、再度申請書類のご提出をよろしくお願い致します。

※提出書類：様式1-2（事業計画書・活動予定表）、様式3（助成金申請書）

4. 助成金申請の締め切りは令和2年6月15日（月）となります。

※締切日厳守でお願い致します。

5. 助成金交付は6月末頃を予定しております。

【新型コロナウイルスの感染症拡大防止のための対応について】

今後のサロン活動において、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するために、下記の点にご注意ください。

1. 運営スタッフ及び参加者はマスクを着用
2. 手指消毒液の設置
3. 運営スタッフ及び参加者は検温をし、発熱など体調不良の方は参加しないこと
4. 参加者に対しソーシャルディスタンス確保（可能であれば2m）
※机や椅子の間隔を普段よりあけて下さい
5. サロン会場内の換気を徹底

※「新型コロナウイルス感染症」はボランティア行事用保険の補償の対象とはなりません。

その他、サロン団体ごとに新型コロナウイルス感染症拡大に留意して活動再開の程よろしく
お願い致します。